

標識・看板・シール等 見積仕様書

次に掲げる物件について、 **2025年11月25日(火)** までに見積書を資産活用課へ提出してください。

なお、見積書は番号ごとに分けてください。 ※見本は要求課に返却すること※
見積金額は契約希望金額から消費税相当額を除いた額を記載してください。（競争は見積金額で行います。）
本案件についての質問がある場合は、案件公開週の木曜日までに質問書を提出してください。回答の公表はその週の金曜日を予定しています。

見積り合わせの結果については、書面又は福山市ホームページにより公表しますので、**落札された場合は、公表の日から原則、5日以内に発注書を受領（契約締結）してください。**

見積書を提出された場合は、福山市契約規則第3条に基づき、請書をもって契約書に代えること、又は第4条に基づき、見積書をもって契約書に代えることに同意していただいたものとします。
なお、契約の履行については、地方自治法施行令、福山市契約規則及び福山市物品調達契約約款の定めるところとします。

番号	要求課	負担行為番号	品名	品質規格その他	納品方法	数量呼称	納品場所	希望納期
1	廃棄物対策課	74038	不法投棄禁止看板	仕様書のとおり	搬入	200枚	廃棄物対策課	2025年12月19日
2	廃棄物対策課	76257	(1)禁煙外来促進掲示シート	仕様書のとおり	搬入	10枚	廃棄物対策課	2025年12月26日
			(2)受動喫煙対策推進啓発シート	仕様書のとおり	搬入	10枚	廃棄物対策課	2025年12月26日
			(3)公衆喫煙所掲示シート	仕様書のとおり	搬入	5枚	廃棄物対策課	2025年12月26日
			(4)公衆喫煙所連絡先掲示シート	仕様書のとおり	搬入	5枚	廃棄物対策課	2025年12月26日

の見積書は、福山地区消防組合用の様式を使用してください。

No. 1 仕様書

1 品名

不法投棄禁止看板

2 数量

200枚

3 品質・規格

ポリプロピレン製・A2サイズ（高さ420mm×幅594mm×厚さ2mm）

表面はシルク印刷（3色刷）で，UVラミ加工

裏面に別途指定する通し番号を印刷（No.P 780～No.P 979）

四つ角を丸くすること

6カ所に穴（5mm）をあけること

4 校正

有り（校正回数1回）

5 原稿

完全データ渡し（Word）

6 納品場所

福山市東桜町3番5号

福山市経済環境局環境部廃棄物対策課

（福山市役所：本庁舎8階）

（084）928－1073

担当：小森

7 納期限

2025年（令和7年）12月19日（金）

管理者

No.P 7 8 0

警告 不法投棄禁止

ごみを投棄すると法律により厳しく処罰され、
5年以下の懲役もしくは1000万円以下の
罰金（法人の場合は、3億円以下の罰金）また
は 両方の罰則 が適用されます。

投棄現場を見かけた
ら、車種・特徴などを
警察に通報してくださ

福山市 福山東警察署
福山西警察署
福山北警察署

No. 2 仕 様 書

1 品名

- (1) 禁煙外来促進掲示シート
- (2) 受動喫煙対策推進啓発シート
- (3) 公衆喫煙所掲示シート
- (4) 公衆喫煙所連絡先掲示シート

2 数量

- (1) 10枚
- (2) 10枚
- (3) 5枚
- (4) 5枚

計30枚

3 品質・規格

- (1) 禁煙外来促進掲示シート
 カッティングシート
 シートサイズ (A3 297×420)
 UVラミネート加工
 カラー印刷
- (2) 受動喫煙対策推進啓発シート
 カッティングシート
 シートサイズ (A3 297×420)
 UVラミネート加工
 カラー印刷
- (3) 公衆喫煙所掲示シート
 カッティングシート
 シートサイズ (600×420)
 キャストUVラミネート加工
 3色カラー印刷
- (4) 公衆喫煙所連絡先掲示シート
 カッティングシート
 シートサイズ (A3 297×420)
 キャストUVラミネート加工
 4色カラー印刷

4 校正

有り（校正回数1回）

5 原稿

完全データ渡し（PDF）

6 納品場所

福山市東桜町3番5号

福山市経済環境局環境部廃棄物対策課

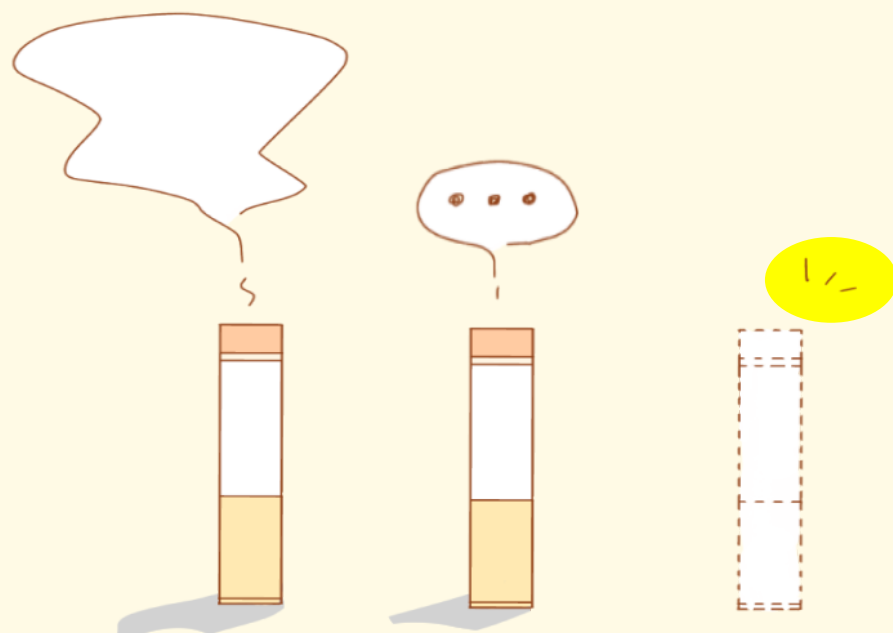
（福山市役所：本庁舎8階）

（084）928－1073

担当：坂口

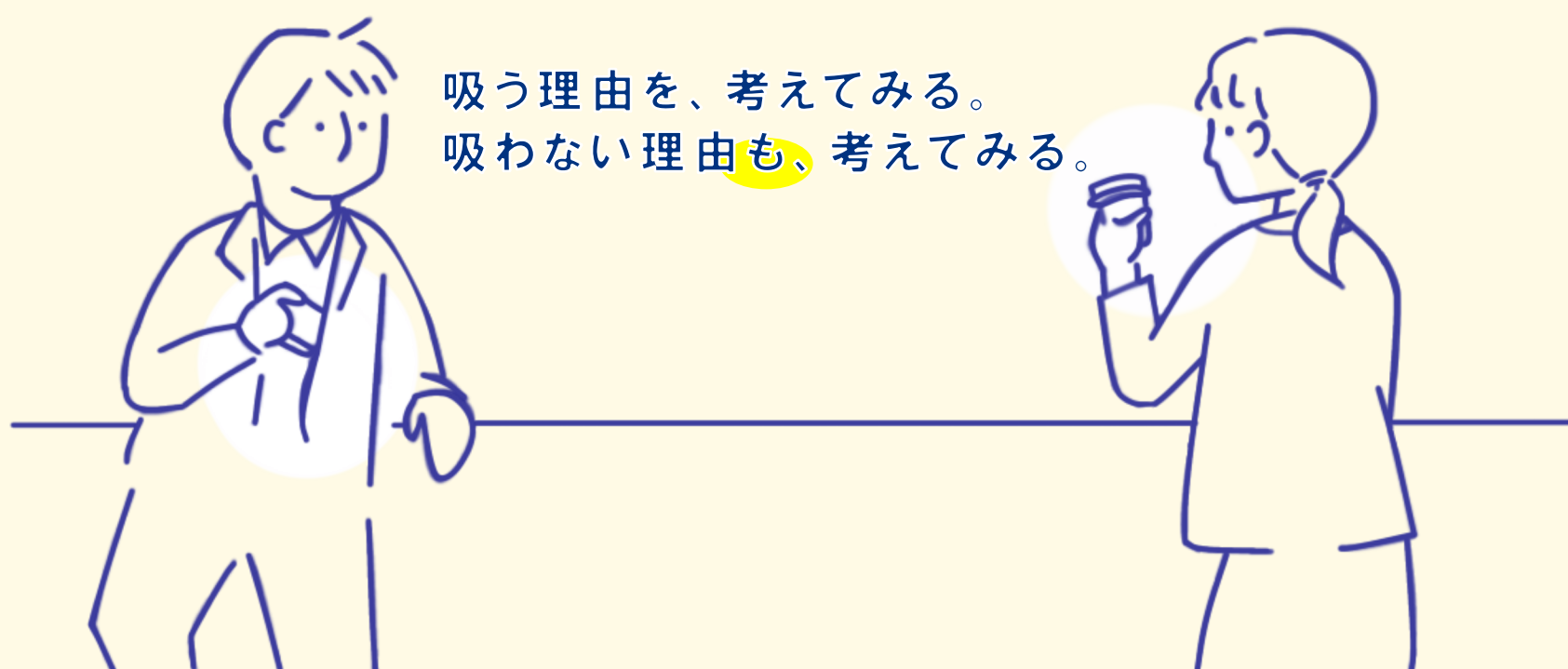
7 納期限

2025年12月26日（金）



今日は吸わない、をやってみた。

明日も吸わない、を続けてみる。



＼ 分煙のご協力ありがとうございます。 ／

【禁煙にチャレンジしてみませんか？】

薬局や禁煙外来を上手に活用すれば
禁煙しやすくなります。



福山市



禁煙外来・禁煙クリニック



福山市の禁煙支援、
受動喫煙防止対策

受動喫煙のない すこやかな社会へ



／ みんなで取り組もう！ ／

受動喫煙対策

会社、学校、病院、飲食店など **屋内は原則禁煙** です。

喫煙可能な飲食店や事業所には **各種喫煙室の設置と標識の掲示** が義務づけられています。

違反した場合は、罰則が科される ことがあります。



**20歳未満の方は
喫煙可能エリアへの
立ち入りは禁止**されています。

なくそう！ 望まない受動喫煙



<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>





公衆喫煙所

Public smoking area

공공흡연구역

公共吸烟处

20歳未満の方は立ち入れません。

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

公衆喫煙所に関する お問い合わせ先



福山市廃棄物対策課

☎ 084-928-1073

20歳未満の方は立ち入れません。

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。



なくそうポイ捨て！ やめよう路上喫煙！